

平塚市自主防災組織資機材等整備事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における防災意識の高揚及び普及を図るとともに、自主防災組織の育成を推進するために、自主防災組織が行う普及・啓発活動及び防災資機材等の整備に係る助成金の交付について、補助金等の交付に関する規則（昭和54年3月12日規則第4号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 自主防災組織とは、自治会又は町内会等を基本的な単位とし、市民が自主的にその地域の防災対策確立のために組織する団体で、市長に届け出があったものをいう。

(自主防災組織の結成の届出)

第3条 自主防災組織を結成するときは、平塚市自主防災組織結成届（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。ただし、市長がその必要がないと認める書類にあつては、この限りでない。

- (1) 自主防災組織の規約
- (2) 自主防災組織の防災計画
- (3) 自主防災組織の組織図
- (4) 自主防災組織の活動拠点配置図
- (5) 自主防災組織資機材保有調書（第2号様式）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による届け出の内容に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(助成の対象等)

第4条 助成の対象は、別表第1に定める助成事業（以下「助成事業」という。）に係る経費とし、その助成は、予算の範囲内において行うものとする。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、別表第2に定める限度額の範囲内で、市長が決定した額とする。

2 助成金の交付は、年度ごとに1自主防災組織につき1回とする。

3 助成事業にかかる経費が助成金の限度額に満たない場合は、第1項の規定に限らず、助成事業に係る金額とする。

(交付条件)

第6条 助成金の交付を受ける場合は、年度ごとに1回以上の防災訓練を行わなければならない。また交付対象団体は、当該年度の4月1日時点に結成されている団体に限るものとする。

(交付申請)

第7条 規則第5条の規定による助成金の交付の申請は、平塚市自主防災組織資機材等整備事業助成金交付申請書(第3号様式)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 見積書

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 助成金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を助成対象経費とする場合にあっては、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成対象経費に占める助成金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定通知)

第8条 規則第7条の規定による助成金の交付決定は、平塚市自主防災組織資機材等整備事業助成金交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

(事業計画の変更の申請)

第9条 規則第8条第1項の規定による事業計画の変更は、平塚市自主防災組織資機材等整備事業計画変更承認申請書（第5号様式）により行うものとする。

2 規則第8条第2項の規定により決定の内容を変更したときは、平塚市自主防災組織資機材等整備事業計画変更承認決定通知書（第6号様式）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第11条の規定による実績報告は、平塚市自主防災組織資機材等整備事業実績報告書（第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 助成事業に関する支出証拠類（領収書等）の写し

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 消費税及び地方消費税を助成対象経費とする場合にあっては、助成事業者は、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第11条 消費税及び地方消費税を助成対象経費とする場合にあっては、助成事業者は、精算報告後に消費税の申告により当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、平塚市自主防災組織資機材等整備事業助成金消費税仕入控除税額報告書（第8号様式）により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じざるものとし、補助事業者はこれに速やかに応じなければならない。

(助成金の請求)

第12条 第8条の規定により助成金の交付決定を受けた者、または第9条第2項の規定により助成金の変更の交付決定を受けた者は、市長の指示に従い助成金の支出を請求するものとする。

(助成対象からの排除)

第13条 市長は、平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第8条に規定する必要な措置として、団体の代表者又は構成員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がある場合は、助成金等の交付の対象としないものとする。

2 市長は、交付の決定を受けた者が前項に該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された助成金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて、助成金等の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が第1項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（平塚市自主防災組織資機材等整備事業補助金交付要綱の廃止）

2 平塚市自主防災組織資機材等整備事業補助金交付要綱（昭和55年4月1日施行）は廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請がなされる助成金について適用し、同日前に、廃止前の旧平塚市自主防災組織資機材等整備事業助成金交付要綱に基づき交付の申請があった助成金については、なお従前の例による。

（有効期限）

4 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る助成金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、附則第4項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

助成事業

区分		内容
防災資機材等の整備	本部用資機材	テント、机、イス、発電機、投光器、コードリール、役員用ヘルメット、腕章、防災服、ホイッスル、カラーコーン、カラーコーンバー
	情報収集・伝達用資機材	拡声器（トランジスタメガホン、マイクアンプ）、ラジオ、無線機、トランシーバー、明細地図、乾電池
	消火用資機材	消火器、消火バケツ、消防ポンプ、散水装置
	救出用資機材	バール、ジャッキ、のこぎり、チェーンソー、エンジンカッター、チェンブロック、スコップ、ロープ、はしご、工具類、ワイヤーカッター
	救護用資機材	担架、簡易ベッド、毛布、応急処置セット、AED、車いす、三角巾
	避難誘導・避難生活用資機材	避難誘導棒、強力ライト、標識板、災害用トイレ、簡易シャワー、ストーブ、大型扇風機、寝袋
	給水・給食用資機材	給水タンク、鍋、かまど、コンロ、炊事用燃料（木炭、ガス等）、食器、濾水装置
	搬送用資機材	リヤカー、一輪車、台車
	水防用資機材	ブルーシート、土のう袋、かけや、つるはし、杭、救命ボート、浮き輪
	保存食等	保存食、保存水
その他	誘導用ベスト、融雪剤（凍結防止剤）	
修繕等	資機材修繕	防災資機材の修繕、部品交換
	資機材点検	保守点検、点検用消耗品
訓練啓発活動	広報・啓発	防災に関するチラシ・ポスター等の作成、ビデオ・書籍等の購入 地域の防災マップ作成、広報・啓発活動用消耗品
	講演会等	会場使用料等、講師謝礼、講演会等開催に伴う消耗品
	防災訓練	会場使用料等、炊き出し訓練用食材費（材料）、炊き出し訓練用燃料費、 訓練用消耗品、防災関係機関等見学用車両借上料
	調査	井戸の水質調査等
表中に記載の無い事業		災害対策課と協議し、必要と認められた場合は助成対象となる

備考 購入した際の消費税及び地方消費税は対象になりますが、手数料及び送料は対象になりません。
建物に付帯する設備の修繕・新設について防災拠点など防災上利用実績がある建物に限ります。

別表第2（第5条関係）

世帯数区分	助成金限度額
250世帯未満	20,000円
250世帯以上500世帯未満	25,000円
500世帯以上750世帯未満	30,000円
750世帯以上1000世帯未満	35,000円
1000世帯以上1250世帯未満	40,000円
1250世帯以上1500世帯未満	45,000円
1500世帯以上	50,000円

年 月 日

（提出先）

平 塚 市 長

平塚市自主防災組織結成届

自主防災組織を結成しましたので、次のとおり届出します。

1	自主防災組織名			
2	代表者	役職	氏名	
		住所	平塚市	
		連絡先		
3	自主防災組織 加入世帯数	世帯		
4	結成年月日	年 月 日		
5	添付書類	(1) 自主防災組織の規約 (2) 自主防災組織の防災計画 (3) 自主防災組織の組織図 (4) 自主防災組織の活動拠点配置図 (5) 自主防災組織資機材保有調書（第2号様式） (6) その他市長が必要と認めるもの		
課長	担当長	担当者	備考欄	

自主防災組織資機材保有調書

自主防災組織名 _____

区分	品名	数量	区分	品名	数量
本部用	テント		救護用	三角巾	
	机			車椅子	
	椅子			AED	
	発電機				
	投光器		避難誘導 避難生活用	誘導灯	
	コードリール			強力ライト	
	役員用ヘルメット			懐中電灯	
	役員用腕章			標識板（旗）	
		災害用トイレ			
		便袋			
		簡易シャワー			
		ストーブ			
情報収集伝達用	トランジスタメガホン		給水・給食用	ポリタンク（給水容器）	
	マイクアンプ			鍋	
	ラジオ			かまど	
	無線機			コンロ	
	トランシーバー			炊事用燃料（木炭）	
	明細地図			炊事用燃料（ガス）	
				食器類	
				ろ水機	
消火用	消火器		搬送用	リヤカー	
	消火バケツ			台車	
	消防ポンプ			一輪車	
	散水装置				
救出用	バール大		水防用	ブルーシート	
	バール小			かけや	
	ジャッキ			土のう袋	
	のこぎり			つるはし	
	チェーンソー			杭	
	エンジンカッター			救命ボート	
	ボルトカッター			救命浮き輪	
	チェンブロック				
	スコップ				
	ロープ				
	はしご				
	脚立				
	工具セット				
救護用	担架		食糧	保存食	
	簡易ベッド			保存水	
	毛布				
	応急処置セット				

* 自主防災組織が保有する資機材等について、該当する数量欄に算用数字（1,2,3…）を記載してください。また、この調書にない資機材等を保有している場合は、空欄又は別紙に品名と数量を記載してください。

平塚市自主防災組織資機材等整備事業助成金交付申請書

（提出先）

平塚市長

年 月 日

課長	担当長	担当者
----	-----	-----

申請人			
自主防災組織名 _____			
代表者 役職 _____ 氏名 _____			
代表者住所 平塚市 _____ 電話 _____			

※太わく内を記入してください

訓練実施予定		年 月	
内示額	①	円	世帯数 世帯
支出	見積額 (助成事業費)	②	円
	当該助成金に係る消費税仕入控除税額の有無（予定を含む） 有 ・ 無 ※「有」場合は、消費税仕入控除税額確定後、第8号様式を提出		
収入	申請額	③	円
	※①及び②のうち、金額が低い方を記入		
	自主防災組織負担金		円
	※②から③を差し引いた金額を記入		

添付書類 (1)見積書 (2)その他市長が必要と認めるもの

決定区分 交付する 交付しない

交付金額 円

收受	起案	決裁	施行	支出命令書回付
----	----	----	----	---------

第4号様式（第8条関係）

平塚市自主防災組織資機材等整備事業助成金交付決定通知書

第 号
年（ 年） 月 日

様

平塚市長

申請のありました助成金について、次のとおり決定いたしましたので通知いたします。

決定区分 <input type="checkbox"/> 助成します。 <input type="checkbox"/> 助成しません。
助成する条件
助成金額 円
助成しない理由
注意事項 次の各号のいずれかに該当する場合には、助成の決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還していただくことになります。 (1) 不正の手段により助成の決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。 (2) 助成金等の交付に関する規則又は市長の付した条件に違反したとき。 (3) その他市長が助成を不相当と認めたとき。
その他

平塚市自主防災組織資機材等整備事業計画変更承認申請書

（提出先）

平塚市長

年 月 日

課長	担当長	担当者
----	-----	-----

申請人

自主防災組織名 _____

代表者 役職 _____ 氏名 _____

代表者住所 平塚市 _____ 電話 _____

※太わく内を記入してください

交付決定通知日・番号	年 月 日付け	平災第	号
変更する理由			
変更する内容			
内示額	①	円	世帯数 世帯
支出	見積額 (助成事業費)	②	円
	当該助成金に係る消費税仕入控除税額の有無（予定を含む） 有 ・ 無 ※「有」場合は、消費税仕入控除税額確定後、第8号様式を提出		
収入	申請額	③	円
	※①及び②のうち、金額が低い方を記入		
	自主防災組織 負担金		円
※②から③を差し引いた金額を記入			

添付書類 (1)見積書 (2)その他市長が必要と認めるもの

決定区分 交付する 交付しない

交付金額 円

收受	起案	決裁	施行	支出命令書回付
----	----	----	----	---------

平塚市自主防災組織資機材等整備事業実績報告書

(提出先)

平塚市長

年 月 日

課長	担当長	担当者
----	-----	-----

申請人

自主防災組織名 _____

代表者 役職 _____ 氏名 _____

代表者住所 平塚市 _____ 電 話 _____

※太わく内を記入してください

購入資機材の保管場所

所在地 _____

名 称 _____

訓練実施日

_____ 年 _____ 月 _____ 日 実施

内 示 額	①	円	世帯数	世帯
支 出	支 払 額 (助成事業費)	②	円	
	当該助成金に係る消費税仕入控除税額の有無（予定を含む） 有 ・ 無 ※「有」場合は、消費税仕入控除税額確定後、第8号様式を提出			
収 入	申 請 額	③	円 ※①及び②のうち、金額が低い方を記入	
	自主防災組織 負担金		円 ※②から③を差し引いた金額を記入	

添付書類 (1) (1) 購入機材等に関する支出証拠書類（領収書等）の写し
 領収書
 購入した商品の内訳がわかるもの
 (例、購入した商品等が記載された領収・請求・納品内訳書など)
 (2) その他市長が必要と認めるもの

收受	起案	決裁	完結
----	----	----	----

第8号様式（第11条関係）

平塚市自主防災組織資機材等整備事業助成金消費税仕入控除税額報告書
(提出先)

平塚市長

年 月 日

課長	担当長	担当者
----	-----	-----

申請人

自主防災組織名 _____

代表者 役職 _____ 氏名 _____

代表者住所 平塚市 _____ 電話 _____

※太わく内を記入してください

年 月 日 付けでの交付決定を受け平塚市自主防災組織資機材等整備事業助成金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | |
|---|-------------------------|-----------|
| 1 | 助成金の額の確定額（市が支出した金額） | 円 |
| 2 | 仕入控除税額計算方法（どちらか選択） | 一般課税・簡易課税 |
| | （2で「簡易課税」を選択の場合は以下不要） | |
| 3 | 助成金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 円 |
| 5 | 助成金返還相当額（4から3の額を差し引いた額） | 円 |

添付書類（1）別紙として積算の内訳を添付すること

收受	・	・	決裁	・	・	完結	・	・
----	---	---	----	---	---	----	---	---